

2021年10月8日

内閣総理大臣

岸田 文雄 様

U A ゼンセン

会長 松浦 昭彦

(公印省略)

経済活動の正常化に向けた緊急要請

政府は、10月1日、新型コロナウイルス対策で発令していた緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を全面解除した。飲食店での酒類提供を全国で原則解禁し、飲食やイベント等の行動制限は1ヶ月程度の経過措置を設けて段階的に緩和するとしている。

U A ゼンセンは、外食、宿泊、観光、交通、娯楽等のサービス産業で働く約50万人の組合員を組織している。コロナ禍で人流がなくなることで最も影響を受けたのがサービス産業である。サービス産業は、政府や自治体の要請に応じ、休業や営業時間の短縮、酒類提供の停止、イベント制限、県をまたぐ移動制限等、極めて厳しい措置を受け入れてきた。また、サービス産業に従事する労働者は、コロナ禍の長期化で厳しい生活を強いられ、相当数の離職者も出ている。

今後、ワクチン接種の進展とともに、経済活動の正常化への期待が高まっている。景気回復にはコロナ禍で傷んだ外食や観光などのサービス産業の通常営業と需要回復が不可欠である。しかし、感染の急拡大は今後いつ起きるか分からないため、実効性の高い感染防止対策を強化し、切れ目のない雇用対策や資金繰り支援等の施策が必要である。

以上を踏まえ、U A ゼンセンは下記の通り政府による対策・支援を要請する。

記

1. 実効性の高い第三者認証制度の確立

飲食店における感染防止対策と事業継続の両立をはかるため、以下の施策を実施すること。

- 1) 都道府県における第三者認証制度を全国統一にし、その基準を明確にする。
- 2) 希望する飲食店が認証を取得できるよう、申請手続きの簡素化と申請に向けた支援を行う。
- 3) 今後の感染再拡大による営業制限については、第三者認証制度を取得した飲食店については酒類の提供や営業時間は事業者が選択できるものとする。また、店舗の人数制限は一律とせず、業態に応じて緩和する。

2. 感染防止対策基準の策定支援と国民への周知徹底

業界団体が策定している感染拡大予防ガイドラインは、科学的根拠が不明確なうえに、現場によって対策の程度に違いがある。事業者や従業員、利用者がともに納得感を得た実効性の高い対策を進めるため、以下の施策を実施すること。

- 1) 対人接触型の流通業やサービス業においては、科学的根拠をもって感染経路を遮断する感染防止対策基準を国の責務において策定する。
- 2) そのうえで、策定した対策基準を幅広く国民に周知徹底する。

3. PCR検査や抗原検査の無料化と検査能力の拡充

ワクチン接種率の向上で、無症状や軽症の感染者による他人への感染増加が懸念される。今後段階的な行動制限の緩和にあたっては、無症状者や軽症者を素早く見つけ隔離するための検査体制の強化が必要であるため、以下の施策を実施すること。

- 1) 国民が無料でいつでもどこでもPCR検査や抗原検査を受けられる体制を早急に整備する。
- 2) 飲食店などで働く労働者にPCR検査や抗原検査のキットを優先的に配布する。

4. 未接種者への差別禁止とカスタマーハラスメント防止の法制化

新型コロナ対応の改正特別措置法は、差別防止対策を国と自治体の責務として規定しているが、ワクチン未接種者は対象となっていない。また、顧客に店内でのマスク着用を求める店員が暴力を受けるなど、エッセンシャルワーカーに対するカスタマーハラスメントが深刻化している。今後、店舗でのワクチン接種証明等の提示をめぐり、顧客と従業員の間でトラブルが起きることも想定されるため、以下の施策を実施すること。

- 1) ワクチン未接種者に対する差別行為禁止を法制化する。
- 2) カスタマーハラスメントに対する規制を法制化する。

5. 雇用を維持するための事業継続支援

今後、感染の再拡大が起きた場合を想定し、以下の施策を実施すること。

- 1) 雇用維持の観点から、感染収束が確実に見通せる時期まで雇用調整助成金の特例措置を延長することなどの対策を講じる。
- 2) コロナ禍で最も影響を受けている対人接触型のサービス業（外食、宿泊、観光、交通、娯楽等）の事業者や医療・介護施設などに対し次の施策を実施する。

【サービス産業などへの施策】

- ①資金繰り等の迅速な事業継続支援
- ②今後の感染再拡大に備え、事業者の営業制限に対する協力を得るための給付金制度の拡充や事業者の規模別補償等の枠組みの検討

【医療機関・介護施設などへの施策】

- ①医療機関への受診抑制に伴う経営状況の悪化を踏まえた診療報酬の拡充
- ②医療や介護従事者の人手不足の解消につながる施策

以上